

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 25 回 2016 年 9 月



加工貿易に関する審査・認可手続の撤廃及び 事中・事後の監督・管理体制の導入

本アラートの分析対象法規:

- 「加工貿易業務審査認可手続の廃止及び事中・事後の監督管理体制の構築・整備に関する公告」(中華人民共和国商務部、税関総署共同公告 2016 年第 45 号)
2016 年 8 月 25 日公布
2016 年 9 月 1 日施行

背景

商務部及び税関総署は共同して、2016 年 8 月 25 日付けで「加工貿易業務審査認可手続の廃止及び事中・事後の監督管理体制の構築・整備に関する公告」第 45 号(以下「45 号公告」)を公布した。今後、本広告によって従来の加工貿易に係る審査認可手続は、国内全域で撤廃されて事中・事後の監督管理に重点移行する。

また、商務部弁公庁も同様に、「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明書」(以下「生産能力証明書」)を規範化し、同月 26 日に関連説明を補足した「加工貿易業務審査認可手続の廃止に係る事後作業に関する通達」(以下「商弁貿函(2016)720 号」)を公表した。これらの公告は、すでに広東省で 2013 年より実施されている税関の保税監督管理の審査及び手続の簡素化プログラムが基になっているもので、今回の手続の簡素化及び権限委譲などの実務指針となった。

本アラートは、同公告の重要な構成内容ならびに 2013 年実施の審査認可手続条文を整理して、輸出入業務を有する企業に対する影響を分析し、主な問題点と注意点をまとめる。

主要内容

45 号公告は、国务院が行政審査制度改革を全国的に推進させるため、加工貿易における従来の審査認可手続を全域で撤廃して、今後は事中・事後の監督管理体制に移行するためのものである。同公告の主な内容は下記のとおりである。

- 商務管轄部門の加工貿易契約書の審査手続及び加工貿易の保税輸入資材ならびに完成品の国内販売への使用に対する審査認可手続を廃止する。
- 今後、各級商務管轄部門は、「加工貿易業務許可証」「ネットワーク監督管理業者の加工貿易業務許可証」「加工貿易保税輸入材料の国内販売許可証」「加工貿易に関する無償貸与設備許可証」は交付しない。

- 今後、税関の特殊監督管理地域管理委員会は今後、「輸出加工区加工貿易業務許可証」「輸出加工区深加工結転業務許可証」は交付しない。
- 各級の商務管轄部門及び税関の特殊監督管理地域管理委員会は、加工貿易事業者には「生産能力証明書」を交付する。加工貿易事業者は、本証明書を基に加工貿易手帳の受領手続き(変更)手続きを行う。

なお、各級の商務管轄部門、税関の特殊監督管理地域管理委員会は、商弁貿函(2016)第720号に基づき、2016年9月1日から、加工貿易事業者には新「生産能力証明書」を交付する。このため、2016年9月1日以前に交付された従来の「生産能力証明書」は有効期間満了で効力を喪失する。今後、新「加工貿易事業者の経営状況及び生産能力証明システム」が全国で導入される。

KPMG の所見

45号公告は、加工貿易の発展と促進、加工貿易事業者のコンプライアンスプログラムの簡素化に積極的に役割を果たすことになる。同公告に対するKPMGの所見は下記のとおりである。

- 広東省の2013年実施のパイロットプログラムと比較すると、今回の行政審査制度改革は、対象範囲を全国的に拡大させる代わりに多くの審査認可事項を同時に撤廃した。この改革は、広東省のパイロット改革の関連規定に則って、「加工貿易業務許可証」「ネットワーク監督管理企業の加工貿易業務許可証」「加工貿易保税輸入材料の国内販売許可証」が廃止され、さらに「加工貿易に関する無償貸与設備許可証」及び税関特別監督管理地域管理委員会発行の関連証明書も廃止になる。また、45号公告は、事中・事後の監督管理を強調しているため、「生産能力証明書」の発給機関は、加工貿易事業者の経営状況と生産能力に対する審査制度が厳格に実施されることを要求している。
- 審査手続の簡素化は加工貿易事業者の利便性を高めることになる。加工貿易事業者は、加工貿易の各段階ごとに許可証の取得の必要性がなくなり、今後は、「生産能力証明書」の取得で、法的な経営ライセンスがあれば、加工貿易事業を正常に展開できる。これは、行政審査対応に係る時間コストならびに人件費の節約となる。また、事中・事後の監督管理体制は今後、業者のコンプライアンス重視の経営が軸となるため、加工貿易業界全体の健全な運営が期待される。
- 新証明書は、旧「生産能力証明書」と比較して構成・内容が大幅に刷新され、全体に簡素化した。具体的には、新版には、旧版に記載されてきた[研究開発、技術力に関する情報]欄、[過年度の経営状況]欄の加工貿易の輸出入額、内販の理由、為替差額などの項目並びに[生産能力]欄の倉庫、生産従事者、過年度の設備投資額の項目などが削除された。なお、新しい「生産能力証明書」の有効期間は、[申告日から1年間]が[翌年1月31日]に変更された。
- 新「生産能力証明書」は、旧「生産能力証明書」と比較して、主要な情報を規範化・細分化した。例えば、輸出入商品の登録情報は、商品種類を、原材料コード・名称・数量・金額に細分化し、また従業員情報には[加工貿易業務に従事している従業員数]欄が追加された。また、年間生産能力は、加工の範囲と生産規模を製品名称・コード・数量・単位に細分され、主要な生産設備の情報が追加された。さらに、新版では、業者に対し他の関連政府部門の法律遵守も要求されているため、[関連政府部門による管理認可状況]欄も追加された。これは、環境保護、消防、生産の安全性、外国為替、検査検疫などについての加工貿易事業者のコンプライアンスを評価するためのものである。

KPMG のご提案

45号公告は、国务院の行政手続の簡素化ならびに地方政府機関への権限委譲の政策に合致する。同公告は、加工貿易事業者のコンプライアンス・プログラムの簡素化とコスト削減を図っている。さらには、加工貿易業界の安定成長を促すため、加工貿易事業者は今後、加工貿易事業で下記の問題に注意しなければいけない。

- 関連する許可証の申請手続

45号公告は多くの許可証の審査と認可手続を撤廃した。その代わりに「生産能力証明書」の重要性が増している。加工貿易事業者は、新「生産能力証明書」へのコンプライアンス要求ならびに有効期限など、新・旧の相違点を明確に理解しておかなければいけない。

- 加工貿易関連の申請書類に提出要求の変化

一部の税関は、主に加工貿易許可証と添付リストに基づき、加工貿易電子手帳の審査を実施している。今回、一部の許可証が発行不能となるため、加工貿易事業者にとっては、税関に提出する加工貿易電子手帳の申請書類も変更となる。なお、今後は税関が無償提供設備の審査を直接に担当する。しかし詳細な審査内容はまだ明確にされていない。

- 各級の商務管轄部門及び税関の特殊監督管理地域管理機関の加工貿易事業者に対する管理に変化

45号公告の公布に伴い、各級の商務管轄部門及び税関の特殊監督管理地域管理機関は、加工貿易事業者の経営状況と生産能力を厳格に審査実施する。このため、要件を満たす加工貿易事業者には「生産能力証明書」が交付される。加工貿易事業者は、上記の政府部門の生産能力に対する審査要求及び加工貿易管理の法律に注意しておかなければいけない。

